

# 災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口 好孝

21

## HeがHEしたこととは……

### 待ち切れない気持ちが握ったモノ

住宅の新築・改修等において、専ら塗装等の専門工事を業とするT社（労働者数約8人）で働くAさん（35歳）は、現場作業員として約7年になる。

#### ○労働災害発生状況

さて、某住宅（邸）の一 部改築・改修工事に、Aさんら3人は、昨日に続き作業に取りかかった。今日の予定は、建物の外壁について全面的に塗装するものである。そこで、Aさんは、最近になつて任されるようになつた塗料の調合をすることにした。調合作業は、鉄製容器（縦横約90cm、深さ約40cm）に塗料（液状）を入れ、これに攪拌機を差し入れて混ぜ合わせるものである。（攪拌機は、0.2kW、重さ約13kg、攪拌羽根回転数約1700r.p.m）やがて、調合が済んだこと

からAさんは、攪拌機を容器から取り出すために同機のスイッチを切り、そして羽根軸の回転が止まるのを待つこととしたが、惰性回転中の羽根軸がなかなか止まらず、少々長くかかるつているようを感じたのである。

次の作業に取りかかりたいと思うAさんは、この停止までが待ち切れず、かなり低速回転となつているこの軸を止めようとついぐつと左手で握ってしまった。この瞬間、軸に付着していた塗料等も影響して、軍手をしていた左手が軸に巻き込まれ、その一瞬の後に軸の回転が止まつたのであるが、Aさんは巻き込まれたときには痛みを左手第1指に感じた。作業を済ませたいとの思いもあって「大したことはないだろう」と判断したAさんは、

からAさんは、攪拌機を容器から取り出すために同機のスイッチを切り、そして羽根軸の回転が止まるのを待つこととしたが、惰性回転中の羽根軸がなかなか止まらず、少々長くかかるつているようを感じたのである。

そのまま続けてその日の作業を終えた。しかし、その後、痛みがひどく、腫れてきたため診察を受けたところ、靴帯損傷と診断され、休業約1ヶ月となつたのである。

#### ○発生原因と対策

①惰性回転する攪拌回転軸を握る不安全行動をしたこと。



回転中の軸を握ろうとする際の危険感覚は、そのどちらでは、受傷の後に自分が勝手な程度判断をせず、速やかに診察処置を受けることが重傷化させない点からも大事である。なお、本件では、軍手着用であつたことを被災の要因とはしない。

それは、回転軸を握つて止めようとする危険行為自体が、軍手着用であれ素手であれ同質といえるからである。また、回転羽根軸と駆動モーターの連結部分・継手部分にボルト等の凸部分があれば、これによる巻き込みの危険があるので埋頭型等に改善措置しておく必要がある。

②事業者として、攪拌機使用に伴う作業の安全確保に関し管理が不十分であったこと。

工事現場には、一般に相応の動力機械等が使用されており、それらを安全に使

れる危険性が増した軸に対しである。たとえゆっくり回転する軸であつたとしても、人体を損傷させるに十分な力、エネルギーを有すると知って、その危険箇所に手を出すことを自制すること。

他方では、受傷の後に自分勝手な程度判断をせず、速やかに診察処置を受けることが重傷化させない点からも大事である。なお、本件では、軍手着用であつたことを被災の要因とはしない。

それは、回転軸を握つて止めようとする危険行為自体が、軍手着用であれ素手であれ同質といえるからである。また、回転羽根軸と駆動モーターの連結部分・継手部分にボルト等の凸部分があれば、これによる巻き込みの危険があるので埋頭型等に改善措置しておく必要がある。

ヒューマンエラー（HE）からの不安全行動は、いつでも、どこでも、どんなときでも、誰でも、起こすものと考えてよいから、自らが次の行動をしようとする時に一呼吸入れて考え、そして自制・自重しようリスクティキング！

事業者は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため必要な措置を講じること。

#### ※同法第59条、同法安全衛生規則第35条

事業者は、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときは、機械等の危険性及びこれらの取扱い方法、作業手順その他、従事する業務に関する安全のための教育を行うこと。

事業者は、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときは、機械等の危険性及びこれらの取扱い方法、作業手順その他、従事する業務に関する安全のための教育を行うこと。

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）